

関税法施行規則等の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係）</p> <p>（法令遵守規則の記載事項）</p> <p>第一条の二 法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項</p> <p>イ～ハ（省 略）</p> <p>ト 承認を受けようとする法人の財務の状況（会計帳簿その他財務に関する書類の概要を含む。次号ト、第四条の五第一号ト及び第二号ト、第七条の四第一号ト及び第二号ト、第九条第一号ト及び第二号ト並びに第九条の八第一号ト及び第二号トにおいて同じ。）に関する事項</p> <p>チ～又（省 略）</p> <p>二（省 略）</p> <p>（申請書の記載事項）</p> <p>第七条の三 令第五十五条の五第一項第三号（特定保税運送者の承認の申請の手續等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 業務の種類及び概要（国際運送貨物の運送又は管理に関する業務以外の業務を行つてゐる場合に限るものとし、申請者が認定通関業者（法第七十九条の二（規則等に関する改善措置）に規定する認定通関業者をいう。第九条の七第三号において同じ。）又は令第五十五条の二第一号（国際運送貨物取扱業者に関する要件）に該当する者である場合を除く。）</p>	<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係）</p> <p>（法令遵守規則の記載事項）</p> <p>第一条の二 法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項</p> <p>イ～ハ 同上</p> <p>ト 承認を受けようとする法人の財務の状況（会計帳簿その他財務に関する書類の概要を含む。次号ト、第四条の五第一号ト及び第二号ト（法令遵守規則の記載事項）並びに第九条第一号ト及び第二号ト、第九条の七第一号ト及び第二号トにおいて同じ。）に関する事項</p> <p>チ～又 同上</p> <p>二 同上</p> <p>（申請書の記載事項）</p> <p>第七条の三 令第五十五条の五第一項第三号（特定保税運送者の承認の申請の手續等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 同上</p> <p>二 業務の種類及び概要（国際運送貨物の運送又は管理に関する業務以外の業務を行つてゐる場合に限るものとし、申請者が認定通関業者（法第七十九条の二（規則等に関する改善措置）に規定する認定通関業者をいう。第九条の六第三号において同じ。）又は令第五十五条の二第一号（国際運送貨物取扱業者に関する要件）に該当する者である場合を除く。）</p>
--	---

三〇五 (省略)

(書面を特定するために必要な事項)

第九条の二 令第六十六条の四において読み替えて準用する令第三十八条及び第三十八条の二に規定する法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)の書面を特定するために必要な事項として財務省令で定めるものは、当該書面に係る番号及び郵便物番号とする。

(郵便事業株式会社の納付受託の手續)

第九条の三 (省略)

(郵便事業株式会社の報告)

第九条の四 (省略)

(帳簿の記載事項)

第九条の五 (省略)

(申請書の記載事項)

第九条の六 令第六十九条第一項第三号(認定通関業者の認定の申請の手續等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (省略)

二 通関業務(通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)第二条第一号(定義

()に規定する通関業務をいう。次号並びに第九条の八第一号イ及び二並びに第二号二において同じ。()以外の業務の種類及び概要(輸出しようとする貨物又は外国貨物の管理、運送その他の取扱いに関する業務を行つている場合に限る)。

三〇五 (省略)

三〇五 同上

(郵便事業株式会社の納付受託の手續)

第九条の二 同上

(郵便事業株式会社の報告)

第九条の三 同上

(帳簿の記載事項)

第九条の四 同上

(申請書の記載事項)

第九条の五 令第六十九条第一項第三号(認定通関業者の認定の申請の手續等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二 通関業務(通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)第二条第一号(定義

()に規定する通関業務をいう。次号並びに第九条の七第一号イ及び二並びに第二号二において同じ。()以外の業務の種類及び概要(輸出しようとする貨物又は外国貨物の管理、運送その他の取扱いに関する業務を行つている場合に限る)。

三〇五 同上

<p>六 前号に規定する営業所のうち、特例申告貨物（法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。次条第一号及び第九条の八第一号イにおいて同じ。）に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告（法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）を行う予定の営業所の名称</p> <p>七 （省 略）</p> <p>（輸出及び輸入に関する業務の基準）</p> <p>第九条の七 （省 略）</p> <p>（法令遵守規則の記載事項）</p> <p>第九条の八 （省 略）</p> <p>別紙第二号書式 （書式省略）</p> <p>備 考</p> <p>1～3 （省 略）</p> <p>4 <u>郵便物（法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物に限る。）に係る納付書</u>については、各片を領収済通知書、納付書・領収証書及び領収控の順に接続することができる。</p> <p>5 <u>法第七十七条第四項（郵便物の関税の納付等）に規定する納付書</u>については、納付書・領収証書の標題の下部余白に「兼払込金受領証」と、領収控の標題の下部余白に「兼払込取扱票」と記載するものとする。</p>	<p>六 前号に規定する営業所のうち、特例申告貨物（法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。次条第一号及び第九条の七第一号イにおいて同じ。）に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告（法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）を行う予定の営業所の名称</p> <p>七 同 上</p> <p>（輸出及び輸入に関する業務の基準）</p> <p>第九条の六 同 上</p> <p>（法令遵守規則の記載事項）</p> <p>第九条の七 同 上</p> <p>別紙第二号書式 （書式省略）</p> <p>備 考</p> <p>1～3 同 上</p> <p>4 <u>郵便物に係る納付書</u>については、各片を領収済通知書、納付書・領収証書及び領収控の順に接続することができる。</p> <p>5 <u>法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定により郵便事業株式会社</u>が受け取った納付書である場合にあつては、納付書・領収証書の標題の下部余白に「兼払込金受領証」と、領収控の標題の下部余白に「兼払込取扱票」と記載するものとする。</p>
--	--

改正案

消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）（第二条関係）

（輸出取引等の証明）

第五条 法第七条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条第一項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該課税資産の譲渡等を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。第三項において同じ。）を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この項において「事務所等」という。）の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

一 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け（船舶及び航空機の貸付けを除く。）である場合（次号に掲げる場合を除く。）

当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける輸出の許可（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸出の許可をいう。）若しくは積込みの承認（同法第二十三条第二項（船用品又は機用品の積込み等）の規定により同項に規定する船舶又は航空機（本邦の船舶又は航空機を除く。）に当該資産を積み込むことについての同項の承認をいう。）があつたことを証する書類又は当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で、次に掲げる事項が記載されたもの

イ 当該資産を輸出した事業者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地（以下この条において「住所等」という。）

現行

消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）（第二条関係）

（輸出取引等の証明）

第五条 法第七条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条第一項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該課税資産の譲渡等を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。第三項において同じ。）を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この項において「事務所等」という。）の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

一 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け（船舶及び航空機の貸付けを除く。）である場合（次号に掲げる場合を除く。）

当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける輸出の許可（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸出の許可をいう。）若しくは積込みの承認（同法第二十三条第二項（船用品又は機用品の積込み等）の規定により同項に規定する船舶又は航空機（本邦の船舶又は航空機を除く。）に当該資産を積み込むことについての同項の承認をいう。）があつたことを証する書類又は当該資産の輸出の事実を当該税関長（当該資産が郵便物である場合には、当該郵便物の取扱いに係る郵便局の所在地を所轄する税関長）が証明した書類で、次に掲げる事項が記載されたもの

イ 同上

- 口 当該資産の輸出の年月日
- 八 当該資産の品名並びに品名ごとの数量及び価額
- 二 当該資産の仕向地
- 二 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けで郵便物（関税法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物に限る。以下この号において同じ。）として当該資産を輸出した場合 当該輸出した事業者が前号ロ及び八に掲げる事項並びに当該郵便物の受取人の氏名若しくは名称及び住所等を記載した帳簿又は当該郵便物の受取人から交付を受けた物品受領書その他の書類で同号イ及び八に掲げる事項並びに当該郵便物の受取人の氏名若しくは名称及び住所等並びに当該郵便物の受取りの年月日が記載されているもの
- 三 法第七条第一項第三号に掲げる輸送若しくは通信又は令第十七条第二項第五号に掲げる郵便若しくは信書便である場合 これらの役務の提供をした事業者が次に掲げる事項を記載した帳簿又は書類
 - イ 当該役務の提供をした年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた役務の提供につきまとめて当該帳簿又は書類を作成する場合には、当該一定の期間）
 - ロ 当該提供した役務の内容
 - 八 当該役務の提供の対価の額
 - 二 当該役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所等
- 四 法第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等のうち、前三号に規定する資産の譲渡等以外の資産の譲渡等である場合 当該資産の譲渡等を行つた相手方との契約書その他の書類で次に掲げる事項が記載されているもの
 - イ 当該資産の譲渡等を行つた事業者の氏名又は名称及び当該事業者のその取引に係る住所等（当該資産の譲渡等が令第六条第二項第六号に掲げる役務の提供である場合には、同号に定める場所を含む。）

- 口 同上
- 八 同上
- 二 当該資産の仕向地（当該資産が郵便物である場合には、当該郵便物の受取人の氏名又は名称及び住所等）
- 二 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けで郵便物として当該資産（当該輸出の時ににおける当該資産の価額が二十万円以下のものに限る。）を輸出した場合 当該輸出した事業者が前号ロから二までに掲げる事項を記載した帳簿又は当該郵便物の受取人から交付を受けた物品受領書その他の書類で同号イ、八及び二に規定する事項並びに当該郵便物の受取りの年月日が記載されているもの
- 三 同上
- イ 同上
- ロ 同上
- 八 同上
- 二 同上
- 四 同上
- イ 同上

<p>口 当該資産の譲渡等を行った年月日</p> <p>八 当該資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容</p> <p>二 当該資産の譲渡等の対価の額</p> <p>ホ 当該資産の譲渡等の相手方の氏名又は名称及び当該相手方のその取引に係る住所等</p>	<p>2 事業者が法第七条第一項第三号に掲げる旅客の輸送若しくは通信又は令第十七条第二項第五号に掲げる郵便若しくは信書便の役務の提供をした場合において、前項第三号二に掲げる事項を記載することが困難であるときは、同号二に掲げる事項については、同号の規定にかかわらず、その記載を省略することができる。</p> <p>3 第一項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存は、財務大臣の定める方法によることができる。</p>	<p>口 同上</p> <p>八 同上</p> <p>二 同上</p> <p>ホ 同上</p>	<p>2 同上</p> <p>3 同上</p>
<p>(非課税資産の輸出等を行った場合の証明)</p> <p>第十六条 法第三十一条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明されたときは、同項に規定する非課税資産の譲渡等のうち同項に規定する輸出取引等に該当するものを行った事業者が、当該非課税資産の譲渡等につき、第五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ同項各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該非課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人については残余財産が確定した場合には一月とする。以下この条において同じ。)を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(次項において「事務所等」という。)の所在地に保存することにより証明がされたときとする。</p> <p>2 法第三十一条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、同項に規定する資産の輸出をした事業者が、当該資産の輸出につき第五条</p>	<p>(非課税資産の輸出等を行った場合の証明)</p> <p>第十六条 同上</p> <p>2 法第三十一条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、同項に規定する資産の輸出をした事業者が、当該資産の輸出につき第五条</p>	<p>第一項第一号に定める書類(関税法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物として当該資産を輸出した場合には、第五条第一項第二号</p>	<p>第一項第一号に定める書類(郵便物として当該資産(当該輸出の時に於ける当該資産の価額が二十万円以下のものに限る。)を輸出した場合には、同項第二号に</p>

に定める帳簿又は書類)を整理し、当該資産の輸出をした日の属する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存することにより証明がされたときとする。

3 第一項及び前項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間におけるこれらの規定による保存は、財務大臣の定める方法によることができる。

に定める帳簿又は書類)を整理し、当該資産の輸出をした日の属する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存することにより証明がされたときとする。

3 同上

改正案

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則（平成十九年財務省令第五十一号）（第三条関係）

（郵便事業株式会社の納付手続等）

第二条 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第九条の三（郵便事業株式会社の納付受託の手続）の規定は、郵便事業株式会社が法第七条第四項又は第五項の規定により内国消費税（法第二条第一号に規定する内国消費税をいう。）を納付しようとする者の委託に基づき当該内国消費税の額に相当する金銭の交付を受けた場合について準用する。この場合において、同規則第九条の三第一項中「法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項（郵便物の内国消費税の納付等）」と、同条第二項中「令第六十八条の三第一項」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第六条の二第二項（郵便事業株式会社による内国消費税の納付に係る納付期日等）において準用する令第六十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

（郵便事業株式会社の報告）

第三条 関税法施行規則第九条の四（郵便事業株式会社の報告）の規定は、郵便事業株式会社が法第七条第六項において準用する関税法第七十七条の三第二項（郵便事業株式会社による関税の納付等）の規定により税関長に報告する場合について準用する。この場合において、同規則第九条の四中「法第七十七条の三第二項」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項（郵便物の内国消費税の納付等）において準用する法第七十七条の三第二項」と、

現行

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則（平成十九年財務省令第五十一号）（第三条関係）

（郵便事業株式会社の納付手続等）

第二条 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第九条の二（郵便事業株式会社の納付受託の手続）の規定は、郵便事業株式会社が法第七条第四項又は第五項の規定により内国消費税（法第二条第一号に規定する内国消費税をいう。）を納付しようとする者の委託に基づき当該内国消費税の額に相当する金銭の交付を受けた場合について準用する。この場合において、同規則第九条の二第一項中「法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項（郵便物の内国消費税の納付等）」と、同条第二項中「令第六十八条の三第一項」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第六条の二第二項（郵便事業株式会社による内国消費税の納付に係る納付期日等）において準用する令第六十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

（郵便事業株式会社の報告）

第三条 関税法施行規則第九条の三（郵便事業株式会社の報告）の規定は、郵便事業株式会社が法第七条第六項において準用する関税法第七十七条の三第二項（郵便事業株式会社による関税の納付等）の規定により税関長に報告する場合について準用する。この場合において、同規則第九条の三中「法第七十七条の三第二項」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項（郵便物の内国消費税の納付等）において準用する法第七十七条の三第二項」と、

「ことに」とあるのは「ことに、かつ、内国消費税の税目」と、「法第七十七條第一項（郵便物の関税の納付等）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項」と読み替えるものとする。

（帳簿の記載事項）

第四條 関税法施行規則第九條の五（帳簿の記載事項）の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第六條の二第二項において準用する関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第六十八條の三第一項（帳簿の記載事項等）に規定する財務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同規則第九條の五中「令第六十八條の三第一項第一号」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第六條の二第二項（郵便事業株式会社による内国消費税の納付に係る納付期日等）において準用する令第六十八條の三第一項第一号」と、「法第七十七條第一項（郵便物の関税の納付等）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項（郵便物の内国消費税の納付等）」と読み替えるものとする。

「ことに」とあるのは「ことに、かつ、内国消費税の税目」と、「法第七十七條第一項（郵便物の関税の納付等）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項」と読み替えるものとする。

（帳簿の記載事項）

第四條 関税法施行規則第九條の四（帳簿の記載事項）の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第六條の二第二項において準用する関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第六十八條の三第一項（帳簿の記載事項等）に規定する財務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同規則第九條の四中「令第六十八條の三第一項第一号」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第六條の二第二項（郵便事業株式会社による内国消費税の納付に係る納付期日等）において準用する令第六十八條の三第一項第一号」と、「法第七十七條第一項（郵便物の関税の納付等）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項（郵便物の内国消費税の納付等）」と読み替えるものとする。